

㊟

□事業計画変更認可申請書
一般貨物自動車運送事業の□事業計画変更届出書
(特別積合せ運送を除く) □施行規則44条1項の届出書

北陸信越運輸局長 新潟運輸支局長		殿 殿	申請年月日	平成 年 月 日
			事業者番号	No.
フリガナ				印
申請者名				
代表者名		連絡担当者		
郵便番号		電話番号	()	
申請者住所				

変更又は届出内容		
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤配置車両数 ⑥事業用自動車の種別ごとの数 ⑦事業廃止 ⑧事業休止 ⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所 ⑪運輸開始 ⑫譲渡譲受終了 ⑬合併終了 ⑭事業休止再開		
貨物自動車利用運送にかかる変更又は届出事項		
ア. 貨物自動車利用運送をする・しない イ. 営業所 ウ. 業務の範囲 エ. 保管施設 オ. 利用する運送事業者		
変更項目	(新)	(旧)
(変更理由)		
.....		
.....		

(注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付No. ()

支局 受付印	本局 受付印
--------	--------

都計法照会 有・無
平成 年 月 日 (No.)

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 平成 年 月 日
~ 平成 年 月 日 (日間)

別紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

所 属 営 業 所	(新)					(旧)				
	普 通	小 型	けん引	被 けん 引	計	普 通	小 型	けん引	被 けん 引	計
営業所										
営業所										
営業所										
合 計										

(2) 霊柩自動車

所 属 営 業 所	(新)					(旧)				
	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計	宮 型	洋 型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
合 計										

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増車・減車 の 別	最大積載量	年式
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	

所属営業所	増車・減車 の 別	最大積載量	年式
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	
営業所	増車・減車	kg	

3. 増車（減車）予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積（概算）

積 載 ト ン 数	1両当たりの 必要収容能力	車両数	必要面積計	認可収容能力
7.5トンを超えるもの	38 m ²	両	m ²	m ²
2.0トンロング超～7.5トンまで	28 m ²	両	m ²	
2.0トンロング	20 m ²	両	m ²	
2.0トンまで	15 m ²	両	m ²	
合 計		両	m ²	

- (注) ① [必要面積] ÷ [認可収容能力] > 0.9の場合は、車両配置の平面図を添付して下さい。
 ② 「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力で足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知置きください。

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の免許、許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

発行番号：	第	号
発行日：	平成	年
有効期限：	発行日	から
	1	ヶ月間

事業等の種類	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定・無償〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用・〕 その他〔レンタカー・()〕			
使用者の名称 (事業者名)			所属営業所名	
使用者の住所 (事業者の住所)			使用の本拠の位置 (営業所の位置)	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車	
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印	旧自動車登録番号(車両番号)	
	車台番号		※登録完了印	
	① 自動車の年式・H 年 ② 旅客自動車のみ・自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm ② 貨物自動車のみ・種別〔普通・小型・けん引・被けん引〕 (軽を含む) 最大積載量 kg		① 自動車の年式・H 年 ② 旅客自動車のみ・自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm ② 貨物自動車のみ・種別〔普通・小型・けん引・被けん引〕 (軽を含む) 最大積載量 kg	
事案発生理由	新規免許・新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(新潟運輸支局→ 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・その他()			
備考欄				
確認印 〔輸送課〕	※確認印		注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項に記入の上、2枚1組を1部として輸送課に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送課の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録課に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送課の確認を受けた日に行ってください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
	発行元連絡先： 新潟運輸支局輸送課 (TEL 025-285-3124)			